

【中国】改訂専利審査指南、2026年1月1日から施行

2025年11月10日国家知識産権局令第84号により、改訂された専利審査指南が2026年1月1日から施行されました。

改訂内容の概要

今回の改訂は、ニーズ志向を堅持しつつ、新分野・新業態における専利審査基準の改善に重点を置いたものです。特に、審査実務において早急に解決が必要であり、かつ意見が比較的まとまっている事項について見直しが行われました。

（一）新分野・新業態の保護制度を整備し、産業の創新を促進

植物品種の定義を明確にし、専利権付与対象の範囲を拡大します。あわせて、植物新品種制度との合理的かつ効果的な連携を確立し、種子業界における知的財産保護を強化します。人工知能については、倫理面の配慮及び判断を強化します。進歩性審査に関する事例を示すとともに、出願書類の作成要件を明確にし、人工知能技術の開発ニーズに対応します。ビットストリームに係る専利出願の審査については、具体的な規定を追加します。専利権を付与できる場合を明確にし、ストーリーミングメディア業界の急速な発展という新たな状況に対応します。

（二）審査実務で早急に解決が必要な課題について、審査基準及び規則を最適化

同日出願の取扱いを見直し、実用新案専利権を放棄した場合に限って専利権を付与することとします。これにより、本来の立法趣旨に立ち返ります。進歩性については、条項の趣旨及び本質的要件に基づき、クレーム中の特徴（＝発明特定事項）のうち、技術課題の解決に貢献していないものは、通常、技術方案（＝請求項に係る発明）に進歩性を与えないことを明確にします。これにより、審査の効率化を図り、専利出願の品質向上につなげます。無効宣告請求（＝無効審判請求）については、請求人の真の意思表示に基づかない場合は不受理とすることを明確にし、悪意ある無効宣告請求を抑制します。

（三）審査実務で定着している取扱いを明確化し、創新主体に対するサービスを向上

創新主体（＝イノベーションの担い手）のニーズに応えるという考え方及び早期審査に関する規定を明確にし、実際のニーズに対応します。分割出願において優先権主張を行わなかった場合の審査規則を明確にし、分割出願人が優先権を主張する権利を保護します。優先権譲渡の証明書類については、提出に関する要求を明確にし、出願人が審査基準を理解しやすいよう配慮します。

[専利審査指南改訂箇所の新旧対照表はこちらから](#)